

# 「蕪崎市まちなか活性化計画」(案)に係る

## パブリックコメント募集結果について

新しい中心市街地活性化計画となる「蕪崎市まちなか活性化計画」(案)について、皆さまからご意見を募集いたしました。お寄せいただきましたご意見と市の考え方を下記のとおり公表します。パブリックコメント制度へのご協力ありがとうございました。

|  |  |
|--|--|
| 1 意見募集期間   | 平成 20 年 2 月 25 日<br>～<br>平成 20 年 3 月 14 日  |
| 2 意見募集方法   | 別紙のとおり   |
| 3 意見数  | 2 件  |
| 4 意見提出方法   | 2 件とも商工観光課宛電子メールによる  |
| 5 市内在住者(個人)意見の要旨   | 市の考え方  |
| <p>○他の地域との差別化や新しい観光資源の開発・利用方法に乏しく、全体的に新鮮味に欠ける。</p> <p>○少ない人口にもかかわらず、県内随所で商業施設が増えているが、一過的な集客にとどまることが予想される。</p> <p>○「人と物が動けば経済も動く」このことを前提とすれば、フィールドをまちなかに限定せず、流れを作り出すことが大事である。</p> <p>○昆虫などの自然資源を目玉とした「自然と共存したまち」といった日本で蕪崎だけという特色が必要である。</p> | <p>今回の「蕪崎市まちなか活性化計画」策定に際しては、市民アンケート調査結果や市民参加型ワークショップにより中心市街地の現状と課題を抽出しました。</p> <p>その結果として、計画段階で事業が頓挫することがないように実現性と持続性に重点を置いた事業を中心とし、実施ゾーンの区分や、事業主体の明確化を行いました。</p> <p>蕪崎駅前の大規模商業施設については、そこを一つの核施設とする拠点整備を進めていくことで、一過的な集客にとどまらないよう人や物の流れがまちなかに波及していくよう事業実施を図るものであります。</p> <p>全体として、個性的で新鮮なまちづくりを飛躍的に成功させる計画内容は困難ではありますが、独自の特色を今後に向けて発揮するよう着実な一歩を踏み出す計画となっておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。</p> |

| 6 都内在住者（個人）意見の要旨   | 市の考え方  |
|--|--|
| <p>○韮崎市民、観光客、近隣にお住まいの方、都心から永住した方、週末に訪れる方等いろいろな人をいかにひきつけるかが必要とされており、自然や、武田の里の歴史、高い交通利便性といった魅力を活かす仕組みを構築し、差別化していく方向性が重要。</p> <p>○まちなか活性化のための具体的なアイデアとしては、駅前への医療モール（小児科、耳鼻咽喉科、内科、皮膚科など）の誘致、多くの人が集まる音楽や料理、エコ・リサイクルなど文化を楽しむカルチャーセンターの誘致、ファミリー用品のフリーマーケットや観光農園と商店街共同でのらさきブランド有機野菜の栽培と販売など。</p> | <p>今回の「韮崎市まちなか活性化計画」策定に際しては、市街地（商店街）活性化対策事業や韮崎駅周辺拠点形成事業による「中心市街地の再生」や「新たな拠点の創出」を目標に掲げております。</p> <p>その後、波及する効果として「武田の里」にらさきの新しいイメージ」が多くの人に浸透し、定着することを期待するものであり、これによって他の都市・地域との今後の差別化につながっていくよう今後の事業実施につなげていくものであります。</p> <p>また、ご提案いただきましたアイデアについては、中心市街地における課題解決策案の一つとして今後の事業実施の参考とさせていただきます。</p> |

## (別紙)

# 蕪崎市まちなか活性化計画（案）について

蕪崎市では平成14年度に「蕪崎市中心市街地活性化基本計画」を策定し、賑わいのあるまちづくりを目的とした各種の行政施策に取り組んできました。

しかしながらその後、国においてはまちづくり三法が改正され、本市においても蕪崎駅前での開発計画が進捗するなど市街地を取り巻く状況に変化が見られるため中心市街地活性化のための新しい計画となる「蕪崎市まちなか活性化計画」を策定することとなりました。

策定に際しては、「蕪崎市まちなか活性化計画策定委員会」を設立し、有識者や市民団体代表者からご意見をお聞きするだけでなく、多くの市民に直接ご参加いただいたワークショップも開催し、中心市街地における問題点やその課題を解決するための方策について活発な意見交換を行いました。

これによりこの度、中心市街地（まちなか）に寄せる多くの市民の思いが「蕪崎市まちなか活性化計画（案）」となりましたので、その内容を公表し広くご意見・ご感想を募集します。

## 閲覧方法及びご意見の提出方法について

### ○閲覧方法

- 閲覧場所 : 市役所1階ロビー情報公開コーナー、商工観光課窓口  
市ホームページ (<http://www.city.nirasaki.lg.jp/index.htm>)  
「産業・まちづくり」 → 「商工業」
- 閲覧期間 : 平成20年2月25日(月)～3月14日(金)

### ○ご意見の提出方法

#### ■郵送の場合

〒407-8501 蕪崎市水神1-3-1 蕪崎市役所 商工観光課 商工労政担当  
(お問い合わせ先 22-1111 (231・232))

■ファックスの場合 0551-22-8479

■電子メールの場合 [syoukou@city.nirasaki.lg.jp](mailto:syoukou@city.nirasaki.lg.jp)

※様式は任意ですが、ご意見の要旨及びその理由と住所、氏名、年齢、職業を記載してください。